

前橋市教育情報ネットワーク（MENET）への不正アクセスに関する 損害賠償請求訴訟に係る和解について

前橋市教育情報ネットワークへの不正アクセスに関する損害賠償請求訴訟について、本市と相手方の双方が同意する見込みとなったことから、令和7年第2回定例市議会へ議案を提出いたしました。

- 1 議案名 前橋市教育情報ネットワークへの不正アクセスに関する損害賠償請求訴訟に係る和解について
- 2 相手方 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）
- 3 訴訟の概要

平成27年5月21日に本市と相手方との間で締結したデータセンター移管設計・構築委託契約等に基づき、相手方はMENETの通信制限を適切に設計・設定し、又はその不備を修正すべき債務又は義務を負っていたところ、相手方が当該債務を履行せず、又は当該義務を怠ったことにより不正アクセスが発生し、本市にMENET内端末復旧作業に要する費用等の損害が発生したため、本市が相手方に対し、損害賠償を求めるもの

4 訴訟の経過

《前橋地方裁判所》

R2.3.26 前橋地方裁判所に訴訟を提起

損害賠償額1億7,735万6,440円及びこれに対する遅延損害金

R2.7.9 相手方が反訴を提起

損害賠償額1,159万3,184円及びこれに対する遅延損害金

（本事案で相手方が負担した費用の支払を求める内容）

※口頭弁論は、2回開催される。

R5.2.17 第1審判決【前橋地方裁判所令和2年(ワ)145号】

- ・相手方は、本市に対し、1億4,298万444円とこれに対する遅延損害金を支払う。
- ・本市は、相手方に対し、952万2,073円とこれに対する遅延損害金を支払う。

《東京高等裁判所》

R5.3.2 相手方が東京高等裁判所に控訴を提起

R5.9.8 本市が東京高等裁判所に附帯控訴を提起

※口頭弁論は、4回開催される。

R7.5.9 東京高裁が和解案を提示

R7.6.10 和解議案を前橋市議会に提出

R7.7 月予定 和解議案の可決後、和解日の決定（裁判上の和解成立）

5 和解の内容

- (1) 相手方は、本市に対し、本件解決金として、9,500万円を支払う義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、(1)の金員を、令和7年8月29日限り、本市指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 本市は、相手方に対し、相手方が前橋地方裁判所令和5年（モ）第5008号強制執行停止申立事件について供託した担保（前橋地方法務局令和4年度金第529号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (4) 本市はその余の本訴請求を放棄し、相手方はその余の反訴請求を放棄する。
- (5) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

6 不正アクセスによる2次被害について

現時点では、確認されていません。

以上

本件に関するお問い合わせ先

学校教育課 学校財務係

電 話 内線 / 4071・4072

外線 / 027-898-5872